

大分県高齢者福祉課

平成26年3月25日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 居宅介護支援事業所の人員等の基準について条例を定めました
- 変更届の提出について
- 平成26年度介護報酬改定について
- 介護職員処遇改善加算の実績報告
- 通所サービス利用時のいわゆる「中抜け」について

●居宅介護支援事業所の人員等の基準条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)が平成25年6月に成立・公布されたことに伴い、これまで国が一律に定めていた指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件、**人員及び運営に関する基準等について、平成26年4月から国の基準を参考にして大分県で条例を定めました。**

内容のうち、国の基準と異なる主な内容は下記のとおりです。

【条例と国の基準の相違点】

	項 目	内 容
1	基本方針 (虐待防止・権利擁護)	利用者の人権擁護、虐待防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行う(基本指針に追加)。
2	運営規程	運営規程に苦情処理に関する事項、虐待防止に関する事項を追加する。
3	勤務体制の確保 (虐待防止・権利擁護)	介護支援専門員への研修の機会を確保する際、研修項目として、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する内容を位置づけた(条例制定前は具体的な項目が示されていなかった)。
4	記録の整備	記録の保存年限を完結の日(当該居宅介護支援を提供した日をいう。)から5年とする(条例制定前は2年保存)。
5	暴力団関係者の排除	大分県暴力団排除条例に基づき、暴力団関係者の支配を受けてはならないことを明確に記載した。

条例内容の詳細は下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】人員、設備、運営の基準等を定める条例

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kizyun.html>

【お問い合わせ先】

大分県高齢者福祉課 介護保険推進班 (TEL:097-506-2763、2696)

【発行元】大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班

TEL:097-506-2684

●変更届の提出について

次の項目の変更については、**変更日から10日以内に変更届と関係書類を提出**しなければなりません。

居宅介護支援の条例制定に伴う運営規程の追加、人事異動等で運営規程に記載された人数に増減がある場合、管理者の変更等があれば届出をお忘れなく。

【変更届の提出が必要な項目】

	項 目	サービス種類
1	事業所の名称及び所在地	全サービス共通
2	申請者の名称、主たる事務所の所在地	全サービス共通
3	代表者、役員の氏名・生年月日・住所	全サービス共通
4	申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書等	全サービス共通
5	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	全サービス共通
6	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	訪問介護
7	介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号	特定施設入居者生活介護 施設系サービス 居宅介護支援
8	事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	設備及び備品については該当するサービス内容のみ
9	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約内容	訪問入浴介護 ショート系サービス 施設系サービス
10	福祉用具の保管及び消毒の方法 ※保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容	福祉用具貸与
11	運営規程（従業員の数変更等、苦情処理・虐待防止等の項目追加、営業時間の変更 等）	全サービス共通

【変更届提出時に必要な書類】

下記のホームページのうち、サービス別ページに掲載された「申請の手引き」をご確認ください。

【ホームページ】 介護保険法に基づく事業所、施設の指定・許可・更新・届出手続きについて

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kyokasinsei.html>

●平成 26 年度介護報酬の改定について

平成 26 年度の介護報酬単価が正式に示されました。

大分県のホームページに、厚生労働省が示した告示（介護報酬単価を記載したもの）内容を掲載していますのでご確認ください。

【ホームページ】平成 26 年度介護報酬改定について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/26housyuukaitei.html>

【お問い合わせ先】

大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班（TEL:097-506-2684）※居宅介護支援を除く
介護保険推進班（TEL:097-506-2696）※居宅介護支援

●介護職員処遇改善加算の実績報告について

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月に介護職員処遇改善加算を受給している事業者は、加算届出単位ごとに、実績報告書の提出が義務づけられています。

実績報告書と関係書類の提出期限は、**平成 26 年 7 月 31 日（木）（郵送必着）**です。

提出にあたっての「留意事項」や様式を下記のホームページに記載しておりますのでご確認ください。

【ホームページ】介護職員処遇改善実績報告書の提出について（平成 25 年度加算分）

<http://www.pref.oita.jp/site/144/zisseki.html>

●通所サービス利用時のいわゆる「中抜け」について

通所サービス利用時の併設医療機関の受診・併設する有料老人ホームの居室への帰宅等、**通所サービスのサービス提供時間の中断（いわゆる中抜け）は、①理美容サービスを受ける場合、②緊急やむを得ない場合に医療機関の受診を受ける場合を除き認められません（介護報酬は中断前までの時間により算定されます。また、上記①及び②の場合、当該時間は通所サービス提供時間から除外されます。）。**

なお、サービス開始前又は終了後の受診は可能ですが、あくまでも当日の利用者の心身の状況や、サービスの見直しなどの必要性がある場合に行われるべきもので、**居宅サービス計画に一律・機械**

的に通所系サービスの前後に併設医療機関の受診を組み入れることは不適切です。

平成25年10月8日付けの通所サービス事業所管理者宛、事務連絡でお示ししていますので、この機会に改めてご確認ください。